

## 令和6年度 第1回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年 2月25日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（8人）

会長	1番 沖道人
農業委員	2番 田尻博樹
農業委員	3番 永吉雄子
農業委員	5番 榮照和
農業委員	6番 辻雄一郎
農業委員	8番 前原伸治
農業委員	9番 幸山利忠
農業委員	10番 前田博徳

4. 欠席委員（1人）

農業委員	7番 榮米子
------	--------

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番 榮功助
推進委員	2番 川畑伸之
推進委員	3番 西和秋
推進委員	5番 池沢清良
推進委員	6番 森由美子
推進委員	8番 元榮将博
推進委員	9番 芦村利広
推進委員	10番 田畠則仁

欠席委員（1人）

推進委員	7番 久本和秀
------	---------

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第14号 農地法第3条の第1項の規定による届出について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第51号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第52号 あっせん委員の指名について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局係長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局	<p>ただ今から、令和6年度第1回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は榮 委員、久本委員が欠席ですが、総会は成立します。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせて頂きます。</p> <p>2/1 バレイショブランド30周年記念大会</p> <p>2/14 集落営農推進研修会</p> <p>2/17 知名町産業フェア実行委員会</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、8番前原委員、9番幸山委員を指名します。</p> <p>なお、本日の会議書記に、事務局職員の神川氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 住吉字下御口〇〇 1,672m<sup>2</sup>を含む計12筆 25,913m<sup>2</sup>、〇〇さんから相続により住吉〇〇さん、令和6年12月31日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>2番 余多字竹部良〇〇 1,282m<sup>2</sup>を含む計3筆 4,476m<sup>2</sup>、〇〇さんから相続により愛知県名古屋市〇〇さん、平成29年4月11日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告第14号について、何かご意見、ご質問ありますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>次に、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告します。</p> <p>1番 知名字後当〇〇 799m<sup>2</sup>を含む計3筆 1,920m<sup>2</sup>、兵庫県〇〇さんから和泊町〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和7年1月10日、引渡日が令和7年1月27日です。</p>

	<p>2番 屋子母字前原〇〇 5,085m<sup>2</sup>、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和7年3月30日、引渡日が令和7年3月30日です。</p> <p>3番 住吉字トンチャ〇〇 1,681m<sup>2</sup>、住吉〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和7年2月5日、引渡日が令和7年2月28日です。</p> <p>4番 正名字名千堂〇〇 3,669m<sup>2</sup>を含む計3筆 6,577m<sup>2</sup>、山梨県〇〇さんから余多〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和7年1月17日、引渡日が令和7年2月28日です。</p> <p>5番 田皆字エト俣〇〇 3,255m<sup>2</sup>、田皆〇〇さんから田皆〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和7年1月11日、引渡日が令和7年4月1日です。</p> <p>6番 上平川字黄原〇〇 1,886m<sup>2</sup>を含む計2筆 4,272m<sup>2</sup>、上平川〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和7年3月30日、引渡日が令和7年3月30日です。</p> <p>7番 芦清良字上川上〇〇 1,659m<sup>2</sup>を含む計2筆 2,013m<sup>2</sup>、和泊町〇〇さんから和泊町〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和7年3月30日、引渡日が令和7年3月30日です。</p> <p>8番 黒貫字大堂〇〇 3,725m<sup>2</sup>、兵庫県〇〇さんから黒貫〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和7年1月20日、引渡日が令和7年5月31日です。</p>
	以上です。
議長	ただ今の報告第15号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	次に、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させて頂きます。</p> <p><b>【議案第49号について朗読】</b></p> <p>議案第49号は、贈与10件、売買2件です。</p> <p>1番 知名字石窪〇〇 2,873m<sup>2</sup>を含む計2筆 4,941m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 埼玉県さいたま市〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p> <p>2番 住吉字下御口〇〇 1,672m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 和泊〇〇さんです。</p> <p>3番 住吉字赤道〇〇 4,528m<sup>2</sup>を含む計4筆 11,668m<sup>2</sup>、売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 知名〇〇、対価〇〇円さんです。</p> <p>4番 住吉字トンチャ〇〇 1,681m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p>

事務局	<p>5番 住吉字穴張〇〇 2,607m<sup>2</sup>を含む計3筆6,326m<sup>2</sup>、売買。譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 根折 〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>6番 住吉字吉泊り〇〇 888m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。</p> <p>7番 正名字大平〇〇 4,776m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さんです。</p> <p>8番 正名字剥辻〇〇 5,544m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さんです。</p> <p>9番 田皆字目手籠〇〇 860m<sup>2</sup>を含む計7筆 18,103m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>10番 田皆字前当〇〇 2,055m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>11番 黒貫字大堂〇〇 3,725m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 黒貫〇〇さんです。 先月にあっせん申し出があった農地です。</p> <p>12番 黒貫字窪田〇〇 407m<sup>2</sup> 贈与。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 和泊町根折〇〇さんです。 先月にあっせん申し出があった農地です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。</p> <p>尚、10番は議事参与の制限に該当しますので、10番は後で審議します。</p>
2番農業委員	<p>1番、説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係です。譲受人は兼業農家で、主にサトウキビを作っております、機械類も全て揃っております。</p> <p>畑については、サトウキビが植えてありました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
2番推進委員	<p>2番～6番を説明します。</p> <p>2番 譲渡人と譲受人は従姉弟です。</p> <p>畑は、サトウキビが植えてありました。</p> <p>3番 譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲受人は、農協職員で兼業農家、機械類も全て揃っております。</p> <p>4番 譲渡人と譲受人は夫婦です。この畑には、サトウキビが植えてありました。</p> <p>5番 譲渡人と譲受人は知人です。この畑は、サトウキビの収穫後の状態です。</p>

	<p>6番 謙渡人と譲受人は知人です。この畑は譲受人の宅地の隣接地となっており、贈与となりました。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひします。</p>
3番推進委員	<p>7番を説明します。</p> <p>謙渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は、葉タバコ、サトウキビなどを作っております、機械等も揃っております。畑は、サトウキビが植えてありました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひします。</p>
5番農業委員	<p>8番を説明します。</p> <p>謙渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は、主にバレイショ、サトウキビなどを作っております、機械等も揃っております。畑は、サトウキビが植えてありました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひします。</p>
5番推進委員	<p>9番を説明します。</p> <p>謙渡人と譲受人は従兄弟です。</p> <p>譲受人は、サトウキビのみを作っております。機械類はトラクターや軽トラは所有しておりますが、他の作業は、委託しております。</p> <p>後継者もおりますので、問題ないと思います。</p> <p>ご審議よろしくお願ひします。</p>
10番推進委員	<p>11番、12番を説明します。</p> <p>11番 謙渡人と譲受人は親戚関係です。</p> <p>譲受人は、畜産のみをしております。</p> <p>畑は別の方が耕作しておりますが、牧草の収穫後に渡すそうです。</p> <p>12番 謙渡人と譲受人は親戚関係です。</p> <p>譲受人は、畜産とバレイショを作っております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>
	(意見、質問なし)
議長	10番以外について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	<p>議案第49号10番以外については、許可決定とします。</p> <p>それでは、10番について審議しますので、6番委員は退出してください。</p>
	(6番委員退室)

5番推進委員	10番、説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、切り花、サトウキビを作っており、機械類も全て揃っております。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
	(意見、質問なし)
議長	10番について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	10番は、許可決定とします。
	(6番委員入室)
議長	次に、議案第50号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第50号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。 利用権の設定 1番1～2 屋子母字ヤイント〇〇 1,951m <sup>2</sup> を含む計2筆 5,584m <sup>2</sup> 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 2番1～3 正名字名千堂〇〇 3,669m <sup>2</sup> を含む計3筆 6,577m <sup>2</sup> 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 3番1～2 上平川字袋〇〇 1,325m <sup>2</sup> を含む計2筆 3,199m <sup>2</sup> 使用貸借 5年間の再設定となっています。  以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
1番推進委員	1番を説明します。 貸人と借人は知人です。 借人は機械類も揃っており、問題ないと思います。 畑の周囲を重機で整備しており、1年は無償で来年から有償での契約です。
5番農業委員	2番を説明します。 貸人と借人は知人です。 畑は、サトウキビの予定です。 借人は機械類も揃っており、問題ないと思います。
9番農業委員	3番を説明します。 貸人と借人は知人です。借人は、サトウキビと切り花を作っており、機械類も揃っています。問題ないと思います。

議長	はい、ただ今の事務局及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第50号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第50号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。 次に議案第51号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第51号 説明します。</p> <p>契約開始日は、全て令和7年5月1日となります。</p> <p>貸出期間が4年間の分が、3,255m<sup>2</sup>、出し手が1名、受け手が1名です。</p> <p>貸出期間が5年間の分が、9,223m<sup>2</sup>、出し手が2名、受け手が3名です。</p> <p>貸出期間が6年間の分が、6,531m<sup>2</sup>うち更新分 6,531m<sup>2</sup>、出し手が2名内更新分2名、受け手が2名内更新分2名です。</p> <p>内容については、資料のとおりです。</p> <p>1番 黒貫字長蘇〇〇 863m<sup>2</sup>、出し手は瀬利覚 〇〇さん、受け手は黒貫 〇〇さん、5年間の賃貸借契約です。</p> <p>2番～4番 知名字シャンス〇〇 469m<sup>2</sup>を含む計3筆 4,691m<sup>2</sup>、出し手は知名 〇〇さん、受け手は知名 〇〇さん、6年間の使用貸借契約です。</p> <p>5番 瀬利覚字石窪〇〇 4,180m<sup>2</sup>、出し手は瀬利覚 〇〇さん、受け手は瀬利覚〇〇さん、5年間の使用貸借契約です。</p> <p>6番 田皆字エト俣〇〇 3,255m<sup>2</sup>、出し手は田皆〇〇さん、受け手は正名〇〇さん、4年間の賃貸借契約です。</p> <p>7番～8番 田皆字曾根〇〇 1,103m<sup>2</sup>を含む計2筆 1,840m<sup>2</sup>、出し手は瀬利覚 〇〇さん、受け手は田皆 〇〇さん、6年間の賃貸借契約です。</p> <p>9番 瀬利覚字石窪〇〇 4,180m<sup>2</sup>、出し手は瀬利覚 〇〇さん、受け手は瀬利覚〇〇さん、5年間の使用貸借契約です。</p> <p>続いて、所有権の移転について説明します。</p> <p>中間管理機構が売渡す場合です。</p> <p>1番～2番 知名字畦ノ窪〇〇 3,108m<sup>2</sup>を含む計2筆 7,980m<sup>2</sup> 鹿児島市〇〇さんから知名〇〇さんへ、対価〇〇円、〇〇円で、令和7年5月1日に所有権移転の予定となっています。</p> <p>以上です。</p>

議長	議案第51号に、何かご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第51号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第51号については、計画を決定します。 次に、議案第52号 あっせん委員の指名について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第52号 あっせん委員の指名について、説明します。 <b>【議案第52号について朗読】</b> 赤嶺字赤嶺原〇〇 501m <sup>2</sup> を含む計2筆 1,939m <sup>2</sup> 、所有者 赤嶺〇〇さん、売買で価格は〇〇円、〇〇円です。 以上です。
議長	あっせん委員について、こちらから指名してもよろしいか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第52号については、久本委員、幸山委員にお願いします。 よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは、以上を持ちまして議題事項は終了いたします。 お疲れさまでした。
	上記のとおり相違ないことを確認し署名する。
	令和 7年 2月25日
	議 長 沖 道 人
	署名委員 前 原 伸 治
	署名委員 幸 山 利 忠